

広島県水道広域連合企業団告示第 15 号

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 の規定により、徴収事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 4 月 1 日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

委託内容	委託先の名称	委託先の所在地	業務の委託期間
三原市水道事業における水道の使用に係る料金（以下「料金」という。）等及び三原市から広島県水道広域連合企業団（以下「企業団」という。）が受託した下水道使用料等の徴収事務	フジ地中情報株式会社 三原事務所	広島県三原市和田一丁目 11 番 1 号	令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日 5 日まで
三次市水道事業における料金等及び三次市から企業団が受託した下水道使用料等の徴収事務	株式会社暮らしサポートみよし	広島県三次市十日市東三丁目 14 番 25 号	令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
東広島市水道事業における料金等及び東広島市から企業団が受託した下水道使用料等の徴収事務	第一環境株式会社 広島支店	広島県広島市安佐南区古市一丁目 34 番 9 号	令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
廿日市市水道事業における料金等及び廿日市市から企業団が受託した下水道使用料等の徴収事務	第一環境株式会社 中・四国支店	岡山県岡山市北区下石井二丁目 3 番 8 号	平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
安芸高田市水道事業における料金等の徴収事務	株式会社中電工 安芸高田営業所	広島県安芸高田市吉田町吉田 196 番地 86	令和 3 年 7 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日まで